

東庄町水道水質検査計画（令和6年度）

1. 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水の水質検査計画を作成し、その検査結果を公表するものです。

2. 水道事業の概要

当町の水道事業の内容は次のとおりです。

給水区域	東庄町全域（但し一部の農地、山林等を除く）	
原水	東総広域水道企業団 ※ 銚子市・旭市と共同で設立した東総広域水道企業団から浄水 を買い入れ、配水場を経由して各家庭へ給水しています。	
配水場の名称	新堀配水場	東庄町羽計2040番地
	小南配水場	東庄町小南3021番地1

3. 原水及び浄水の水質状況

当町の原水は東総広域水道企業団から供給された浄水ですが、これは企業団で利根川水系黒部川貯水池より取水した表流水を、水道法で定められた水質基準内に高度浄水処理したものです。

黒部川の水は上流の排水等の影響を受けており、決して良好な水源とはいえません。時には次のような問題が生じる場合があります。

- ①かび臭問題（春季に植物プランクトンによるかびの臭いが感じられることがあります。）
- ②トリハロメタン濃度が上昇（水中の有機物と消毒用の塩素が反応してトリハロメタンが生成され、水温が上昇する夏季にはその濃度が高くなります。）
- ③水源水質事故による影響

これらの水質問題について、東総広域水道企業団では水源の状況に応じ、適切な水質検査を実施し水質管理を行っており、当町においては新堀配水場、小南配水場の水質検査結果を入手し、原水（東総広域水道企業団から供給された浄水）水質の確認をしています。

また、平成18年度からは、通常の浄水処理では十分対応できないかび臭等の異臭味成分やトリハロメタン濃度を低減する高度浄水処理施設が稼動しております。

当町では今まで水質基準に適合した浄水を供給してきていますが、今年度についても本水質検査計画に基づき、給水区域全域において水質基準に適合していることを確認していきます。

4. 水質検査を行う地点、項目、頻度

当町では、水質検査の結果や配水経路等を考慮して、令和6年度の水質検査を下記のとおり実施することとしました。

また、検査項目設定理由については次のとおりとしました。

検査項目設定理由

水質検査項目の検査回数は、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で、更に一定の条件において過去3年間における検査の結果が基準値の1/10以下の場合には、概ね3年に1回以上、1/5以下の場合には、概ね1年に1回以上まで検査回数を減らすことができますが、これらの項目についても水質が良好であることを確認するため、検査回数を減らすことなく行います。

- ①細菌類の検査は、月に1回の検査を行います。
- ②重金属の検査は、年4回の検査を行います。
- ③亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、年4回の検査を行います。
- ④シアン化物イオン及び塩化シアン、フェノール類の毒物は、年4回の検査を行います。
- ⑤揮発性有機化合物は、配水場系統ごとに年4回の検査を行います。
- ⑥塩素酸・臭素酸は、消毒用に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、年4回の検査を行います。
- ⑦消毒副生成物は、配水場系統ごとに年4回の検査を行います。
- ⑧アルミニウム及びその化合物は、凝集剤にPAC（ポリ塩化アルミニウム）を使用しているため、年4回の検査を行います。
- ⑨塩化物イオンは、月に1回の検査を行います。
- ⑩鉄及びその化合物等については、年4回の検査を行います。
- ⑪陰イオン界面活性剤及び非イオン界面活性剤は、年4回の検査を行います。
- ⑫かび臭の原因物質であるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールは、水源で春季に高くなることから年4回（4月・7月・10月・1月）の検査に加え、5月にも検査を行います。
- ⑬濁度・色度・pH値等は、月に1回の検査を行います。
- ⑭有機物（全有機炭素(TOC)の量）は、月に1回の検査を行います。
- ⑮消毒副生成物であるジクロロアセトニトリル及び抱水クロラールは、千葉県水道水質管理計画に基づき、水質管理目標設定項目として年2回検査を行います。
（※水道法施行規則第15条第4号に規定する検査の省略は行いません。）

(1) 毎日検査

検査地点	新堀配水場系	小南配水場系	備考
検査項目	(給水栓1)	(給水栓4)	
色	毎日	毎日	
濁り	毎日	毎日	
消毒の残留効果(残留塩素)	毎日	毎日	

各採水地点場所は次のとおりです。

新堀配水場系（給水栓1） 東庄町笹川い 4713 番地 131

小南配水場系（給水栓4） 東庄町舟戸 526 番地 1

毎日検査項目は、安心して水道を利用していただくために、蛇口で毎日検査を行う項目です。（水道法施行規則第15条第1項第1号による）

(2) 定期検査 (○=月1回、●=年4回、▲=年2回、△=年4回+1回)

●=年4回：3ヶ月/回

検査項目 決定理由	検査地点 基準項目	新堀配水場系		小南配水場系		備考
		給水栓 1	給水栓 2	給水栓 3	給水栓 4	
①	一般細菌	○	○	○	○	
①	大腸菌	○	○	○	○	
②	カドミウム及びその化合物	●		●		
②	水銀及びその化合物	●		●		
②	セレン及びその化合物	●		●		
②	鉛及びその化合物	●		●		
②	ヒ素及びその化合物	●		●		
②	六価クロム化合物	●		●		
③	亜硝酸態窒素	●		●		
④	シアン化物イオン及び塩化シアン	●		●		
③	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●		●		
⑩	フッ素及びその化合物	●		●		
⑩	ホウ素及びその化合物	●		●		
⑤	四塩化炭素	●		●		
⑤	1,4-ジオキサン	●		●		
⑤	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	●		●		
⑤	ジクロロメタン	●		●		
⑤	テトラクロロエチレン	●		●		
⑤	トリクロロエチレン	●		●		
⑤	ベンゼン	●		●		
⑥	塩素酸	●		●		
⑦	クロロ酢酸	●		●		
⑦	クロロホルム	●		●		
⑦	ジクロロ酢酸	●		●		
⑦	ジブロモクロロメタン	●		●		
⑥	臭素酸	●		●		
⑦	総トリハロメタン	●		●		
⑦	トリクロロ酢酸	●		●		
⑦	ブロモジクロロメタン	●		●		
⑦	ブロモホルム	●		●		
⑦	ホルムアルデヒド	●		●		
⑩	亜鉛及びその化合物	●		●		
⑧	アルミニウム及びその化合物	●		●		
⑩	鉄及びその化合物	●		●		
⑩	銅及びその化合物	●		●		
⑩	ナトリウム及びその化合物	●		●		

⑩	マンガン及びその化合物	●		●		
⑨	塩化物イオン	○	○	○	○	
⑩	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●		●		
⑩	蒸発残留物	●		●		
⑪	陰イオン界面活性剤	●		●		
⑫	ジェオスミン	△		△		
⑫	2-メチルイソボルネオール	△		△		
⑪	非イオン界面活性剤	●		●		
④	フェノール類	●		●		
⑭	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	○	○	○	○	
⑬	pH値	○	○	○	○	
⑬	味	○	○	○	○	
⑬	臭気	○	○	○	○	
⑬	色度	○	○	○	○	
⑬	濁度	○	○	○	○	

(3) 水質管理目標設定項目 (○=月1回、●=年4回、▲=年2回)

検査項目 決定理由	検査地点	新堀配水場系		小南配水場系		備考
		給水栓 1	給水栓 2	給水栓 3	給水栓 4	
⑮	ジクロロアセトニトリル				▲	
⑮	抱水クロラール				▲	

各採水地点場所は次のとおりです。

新堀配水場系

- ・給水栓 1 東庄町笹川い 4713 番地 131
- ・給水栓 2 東庄町笹川ろ 324 番地 100

小南配水場系

- ・給水栓 3 東庄町大久保 132 番地
- ・給水栓 4 東庄町舟戸 526 番地 1

(4) 臨時検査

お客様の水道に問題が生じた場合、速やかに対応いたしますので、水道係まで連絡してください。

臨時検査は次の場合実施します。

- ①水源の水質事故の影響を受けたとき。
- ②浄水処理に異常が生じたとき。
- ③お客様の水道水に異常が認められたとき。
- ④原水の水質が急激に変化したとき。
- ⑤水源付近や給水区域で消化器系の感染症が流行したとき。
- ⑥その他、必要と認められたとき。

なお、臨時の水質検査を実施する項目は、水質基準項目を中心に状況に応じて決定することとします。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

①当町が作成した次年度の水質検査計画は毎年3月に東庄町のホームページにて町民の皆様にご公開いたします。また、水道系の窓口でも閲覧することができます。計画の内容について、町民の皆様の意見があれば参考といたしますので、水道係まで連絡してください。

②検査結果については水質基準に適合しているか毎回確認、評価します。

前年度分の検査結果は毎年6月に東庄町のホームページにて町民の皆様にご公開いたします。また、水道系の窓口でも閲覧することができます。

③結果を公表した後、町民の皆様のご意見をお聞きし、次年度の水質検査計画に役立てますので、ご意見がある場合は水道係まで連絡してください。

④水質検査のうち、毎日検査は町で行い、それ以外の検査は十分な検査能力がある東総広域水道企業団に依頼するとともに、町においては東総広域水道企業団における水質検査の精度管理状況を確認します。また、検査を依頼する際の採水及び運搬については町で行います。

⑤水質検査で異常値（通常と違う値）が検出された場合には、東総広域水道企業団から速やかに情報が入り、原因究明や再検査を行う時には、関係機関と連携を図り対応して行くこととしています。

⑥本検査計画は、東総広域水道企業団及び県と協議して決定しています。また、県は上流域の水質情報を提供することとなっています。